平成２１年（フ）第２６０９号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番17号　リバストーリーＧ―102号
債務者　浅沼　陽二
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６１０号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番17号　リバストーリーＧ―102号
債務者　浅沼　久子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６２６号
札幌市中央区南２条西27丁目２番10号　グリーンハイツ円山202号
債務者　小賀　直子（旧姓宮西・井上）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６４１号
札幌市厚別区厚別東１条４丁目１番16号　コーポ大江105号
債務者　飛内　美保
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６４８号
札幌市北区新川２条５丁目５番５号　ハウス２・５―203号
債務者　岡崎みどり（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６６３号
北海道北広島市希望ヶ丘３丁目３番地41
債務者　渡部　吉郎
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６６４号
北海道北広島市希望ヶ丘３丁目３番地41
債務者　渡部　範子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６８１号
札幌市南区真駒内本町７丁目８番15号　ミツワマンション303
債務者　伊藤　正雄
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７２１号
札幌市豊平区豊平９条９丁目１番23号　チュチュアプフェルＡ―３号
債務者　就鳥　　岳
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７２４号
札幌市手稲区手稲本町５条４丁目４番12号
債務者　柿崎　恒実
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７２８号
札幌市北区新琴似６条16丁目３番17号
債務者　佐藤　達也
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７６８号
札幌市東区北43条東１丁目６番13―101号
債務者　古田　民雄
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８号
埼玉県所沢市東所沢３丁目１番地の11　勇樹館204、前住所秋田県秋田市将軍野向山13番50号　レオパレスルート向山103号
債務者　木村　和彦
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１０号
埼玉県川越市大字萱沼2650番地２
債務者　井上　一子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４３８号
埼玉県所沢市美原町１丁目2926番地の26、前住所埼玉県所沢市美原町１丁目2923番地の２パークサイドハイム205
債務者　千歳　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４４５号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目８番地16　第一村田ロイヤルハイツ206
債務者　新居　麗子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８４５号
大阪府寝屋川市仁和寺町８番14号
債務者　岡田　和彦
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部